

宮津市中央公民館利用料金表

(令和元年10月1日施行)

(単位：円)

使用時間		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
使用場所及び区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 午後1時まで 又は 午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	2分の1を 使用する場合	3,140	1,040	1,250
	全面を使用する場合	6,280	2,080	2,500
小会議室		2,510	830	1,040
談話室		1,360	520	620
和室		2,200	730	830
体験学習室		2,510	830	1,040

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

宮津市中央公民館冷暖房装置利用料金

(単位：円)

使用時間			利用料金		
			全日	半日	夜間
使用場所及び区分			午前8時から 午後10時まで	午前8時から 午後1時まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	2分の1を 使用する場合	冷房料	2,200	730	830
		暖房料	2,200	730	830
	全面を使用 する場合	冷房料	4,400	1,460	1,660
		暖房料	4,400	1,460	1,660
小会議室		冷房料	1,880	620	730
		暖房料	1,880	620	730
談話室		冷房料	940	310	410
		暖房料	940	310	410
和室		冷房料	1,670	520	620
		暖房料	1,670	520	620
体験学習室		冷房料	1,880	620	730
		暖房料	1,880	620	730

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。